

OECD、2017年の 相互協議手続に関する 統計データを発表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブサマリー

2018年10月10日に、経済協力開発機構(OECD)は、相互協議手続(MAP件)に関する2017年の統計データを発表しました¹。2017年の統計では、OECDの全加盟国およびOECDのBEPS包摂的枠組み²(以下、「包摂的枠組み」)のほとんどの参加国となる87の国・地域³、そしてほぼ世界すべてのMAP事案が報告されています。このレポートは、移転価格と移転価格以外の事案別に次の事項に関する情報を提供しています。

- ▶ 2017年の年初および年末のMAP事案繰越件数
- ▶ 開始された新しいMAP事案件数
- ▶ 終了したMAP事案件数
- ▶ 終了または取り下げられた事案
- ▶ 終了または取り下げられた事案の平均サイクル期間

さらに、各国・地域が有するMAP事案の条約締結相手国別の件数を提供しています⁴。この透明性の向上により、各国・地域独自のMAP状況をより深く理解できるようになりました。

詳細解説

背景

2015年10月5日、OECDは15のBEPS行動計画全てに関する最終レポートを発表しましたが、その中には、行動14紛争解決メカニズムの有効性向上に関する最終レポート(以下、「行動14レポート」または「レポート」)が含まれています⁵。

行動14レポートに詳述されているように、紛争解決メカニズムを改善することは、BEPSに関する作業の不可欠な要素です。レポートに含まれるBEPS行動14の下で策定された措置は、不確実性と予期せぬ二重課税のリスクを最小化するように設計されています。それらは、MAP紛争の効果的かつタイムリーな解決を含む、租税条約の一貫した適切な適用を確実にすることで達成されるものです。

各国・地域は、租税条約に関連する紛争解決のミニマムスタンダードなど、紛争解決アプローチにおける重要な変更合意しています。ミニマムスタンダードの要素の1つは、平均24カ月の期間内にMAP事案を解決することを求めています⁶。この点の順守をモニタリングするため、包摂的枠組みの参加国は合意された報告枠組に従ってMAP統計を報告することを約束しています⁶。またミニマムスタンダードは、ピアベースの監視メカニズムの対象となるその他の行動責任を求めています。

紛争解決アプローチにおいてその他の変更を実施するためには、租税条約におけるMAP関連条項の変更が必要になる場合があります。租税条約の変更が必要となる国の数を考慮し、OECDは条約の迅速かつ一貫した修正を可能にするものとして多国間条約を活用しています。

例えば、多くの国・地域は、特定の期間内の条約関連の紛争解決を保証する仕組みとして、租税条約において法的拘束力のある仲裁を提供することを約束しています。

合意された報告枠組には、2016年1月1日または包摂的枠組みへの参加年よりも以前に受け付けた事案、およびこれらの時期以後に受け付けた事案の経過的統計が含まれています。2017年に関連するこれらMAP統計データの最も重要なハイライトは以下の通りです。

発生事案、処理事案およびMAP繰越件数

すべてのMAP事案(移転価格および移転価格以外)の年初繰越件数は、2016年の8,002件から2017年の7,500件へと6%減少しました。すべての事案の年末繰越件数もこの期間で7,190件から6,831件へと5%減少しました。

処理されたすべての事案件数は、2016年の2,308件から2017年の2,745件へとおよそ19%増加しました。2017年で移転価格事案処理件数の最も多い上位5カ国は、米国(228件)、ドイツ(156件)、フランス(134件)、カナダ(114件)、およびインド(95件)であり、「その他」(移転価格以外)事案処理件数が最も多い上位5カ国は、ベルギー(497件)、ドイツ(366件)、ルクセンブルグ(341件)、フランス(157件)、およびイギリス(139件)でした。

しかし、発生事案件数は2016年の1,496件から2017年の2,076件へと39%増加し、処理事案件数増加割合の2倍以上に増加しています。

2017年末で最も多い繰越事案件数を有する上位国は、ドイツ(1,241件)、米国(983件)、フランス(882件)、およびインド(763件)となっています。

2017年の発生事案

OECDのデータによると、2017年1月1日以降に2,076件のMAP事案が発生しました。以下の表は、2017年に発生したすべてのMAP事案件数が最も多い上位10カ国を示しています。

国名	発生事案件数	国名	発生事案件数
ドイツ	582	ルクセンブルク	250
ベルギー	502	オランダ	223
英国	344	イタリア	206
フランス	336	スイス	169
米国	299	インド	136

2017年の処理事案

2017年に処理されたMAP事案件数は2,745件で、同じ集計方法で報告された2016年の数値を19%上回っています。2017年に終了した事案件数の最も多い上位5カ国は、ベルギー(537件)、ドイツ(522件)、ルクセンブルク(347件)、米国(293件)およびフランス(291件)となっています。

OECDによると、2017年に処理されたMAP事案の84%で問題が解決されています。84%のうち、租税条約に則さない課税について完全な解決に至る合意によって処理された事案は59%、部分的な合意は1%となっています。また19%はユニテラルの救済措置によって、そして残り4%は国内的救済措置によって解決されています。処理されたMAP事案の1%では、締約国は租税条約に基づかない課税はないことに合意しています。

問題が解決されずに終了した16%のうち、5%は納税者が申立てを取り下げたものであり、残り11%は様々な理由で解決されなかったものです(権限ある当局間での合意が成立しない、申立てが正当ではないとされる、その他)。なおOECDのデータ集計方法では、MAPの申立てが拒否された場合や、もともと納税者によって申立てが行われなかった事案を特定することができない点に留意が必要です。

処理または取り下げられた事案の平均サイクル期間

処理または取り下げられたすべての事案(2016年または包摂的枠組み参加年よりも以前および以後)について、平均サイクル期間は2016年の22.5カ月から2017年の22.2カ月に減少しましたが、これらの期間の基礎となる全ての事案の平均サイクル期間は増加しています。

2016年または包摂的枠組み参加年よりも以前の移転価格事案だけでは、平均サイクル期間が33.5カ月から40.9カ月へと7.4カ月増加しています。2016年または包摂的枠組み参加年以後の同事案だけでは、2.5カ月から7.8カ月へ増加し、サイクル期間が5.3カ月、212%の増加となりました。

2016年または包摂的枠組み参加年よりも以前の非移転価格事案だけでは、26.5カ月から39.3カ月へ増加と12.8カ月増加しています。2016年または包摂的枠組み参加年以後の同事案だけでは、1.5カ月から4.7カ月へ増加し、3.2カ月、213%の増加となりました。

地域別の新規MAP事案発生状況

以下にあるように、新規MAP事案の地域ごとの状況は著しく異なっています。

OECDのデータによれば、25件を超える新規MAP事案を受け付けたのは全体の国・地域の25%のみでした。これらのうち、90%がOECD加盟国(主にヨーロッパの国・地域、米国、

カナダ、日本、韓国)となっています。インドと中国の2カ国はOECDに加盟していませんが、25件以上のMAP事案を受け付けました。

フランス、ドイツ、英国、米国の4カ国では、250件を超える新規事案がありました。インドとイタリアの2カ国では、100-250件の範囲でした。カナダ、中国、および韓国の3カ国では、50-100件の範囲の新規事案がありました。日本のみ25-50件の範囲、その他8カ国は25件未満でした。

興味深いことに、包摂的枠組みに参加するすべての国・地域のうち、75%(アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、インドネシア、メキシコ、ロシア、南アフリカ、トルコを含む)では、2017年の新規MAP事案は25件未満でした。サウジアラビアの情報は入手できませんでした。

租税条約に反する課税が生じる場合のMAPへのアクセスは、特に多くの国が、特に移転価格の問題を含む国際税務上の調査能力を拡大する状況において、OECDおよび各国・地域にとって取り組むべき重要な課題です。

興味深く参考になる情報ですが、提供された統計データは、個々の国・地域においてMAPプロセスが有効に機能しているかどうかを必ずしも示すものではありません。比較的高いレベルで外国直接投資が行われている国・地域、またはこのような投資を行う国々(および/または国際間の課税分野について豊富な調査リソースを有する国々)から、比較的少ないMAP事案の報告となっています。例えば、MAP事案数が少ないことは、何らかの事由でMAPまで至らないように事案を主導する税務行政のプロセスまたはダイナミックスを示すものである可能性があります。

今後の影響

EU加盟国による租税回避防止指令の迅速な導入と相まって、各国・地域の政府が引き続きBEPS関連措置を導入することは、各国・地域が条約の条項の解釈または適用に異議を唱え、より多くの租税紛争が起こる傾向を継続させるであろうと国際税務の世界では広く認識されています。これは新規MAP事案件数の増加率38.8%にすでに現れています。

OECDによるMAP統計データの発表は、OECDのBEPS行動計画の一環である行動14ミニマムスタンダードのいくつかの要素の実施の影響を測るものとなっていますが、前述のように、定量的な報告は、各国・地域でMAPが効果的に機能している程度を必ずしも示すものではありません。企業が特定の国・地域でMAPに関する問題に引き続き直面する場合、これらの問題をOECDに直接報告することをお奨めします。

巻末注

1. <http://www.oecd.org/tax/beps/oecd-releases-2017-global-mutual-agreement-procedure-statistics.htm>
2. 税源浸食および利益移転
3. アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、バミューダ、ブラジル、ブルネイ、ダルサラーム、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、ケイマン諸島、チリ、中国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー、ハイチ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、マン島、イスラエル、イタリア、日本、ケニア、韓国、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、モルディブ、マルタ、モリシャス、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セントクリストファー・ネイビス、サンマリノ、セネガル、セーシェル、シンガポール、スロバキア共和国、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、タークス・カイコス諸島、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア
4. MAP繰越件数の統計には、2015年以降に開始されたMAP事案のみが含まれます。
5. 2015年10月8日付 EY Global Tax Alert「[OECD releases final report on improving the effectiveness of dispute resolution mechanisms under Action 14](#)」をご参照ください。
6. 合意された枠組についての情報は、2017年12月1日付 EY Global Tax Alert「[OECD releases mutual agreement procedure statistics for 2016](#)」をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎

パートナー

ichiro.suto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181106

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp